

整理番号	20-18	事務事業名	母子自立支援員の配置事業	作成部署	保健福祉部児童家庭課	電話	内線789	
事務区分	自治事務	法定受託事務	部長職名	上村弘志	課長職名	八町史郎	作成日	平成17年6月
事務事業開始年度	H8	根拠法令等	母子及び寡婦福祉法8条					
〃終了予定年度								
事務事業開始のきっかけ(導入当初の目的等)	母子家庭及び寡婦を対象に離死別直後の精神的安定を図り、その自立に必要な情報提供、相談指導等の支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い母子及び寡婦の福祉の増進を図る							

1 計画(プラン)

上位施策との関連(総合計画での位置付け)	章	安全で安心できるまち	(第1章)
	節	児童福祉	(第3節)
	施策	子育て支援の充実	(第1施策)
目的(ここから成果指標を導きます)	対象(誰、又は何を)	母子家庭(配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの)及び寡婦、父子家庭を含むひとり親家庭	
	意図(何をねらっているのか、対象をどのような状態にしたいのか)	離死別直後の精神的安定を図り、その自立に必要な情報提供、相談指導等の支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い母子及び寡婦の福祉の増進を図る	
手段(ここから活動指標を導きます)	市が行った(行う)事務事業の具体的な実施内容(団体補助等の場合はその補助金による団体の活動内容を記載)	16年度まで	非常勤母子自立支援員1名を配置し、相談指導業務の実施 母子寡婦福祉法及び生活一般、職業能力の向上及び求職活動等就業に関する就業についての相談指導 その他母子家庭及び寡婦の自立に必要な支援(児童扶養手当・福祉・医療等) 母子福祉資金の貸付相談指導、民生委員・ハローワーク・保健・医療・福祉関係機関との連携 配偶者からの暴力DVの相談対応
		17年度	同上

2 実施(ドウ)

【事業費の推移】

(単位:千円)

区 分		15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)	18年度(予定)
直接事業費	国支出金				
	道支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	2,371	2,454	2,374	2,397
	合計	2,371	2,454	2,374	2,397
人件費(概算)	人数(年間)	0.05	0.05	0.05	0.05
	1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	9,000
	= ×	450	450	450	450
総事業費 +		2,821	2,904	2,824	2,847

【事務事業を評価する指標(ものさし)】

指 標	指 標(算式)	指 標 値			
		15年度	16年度	17年度(目標)	18年度(目標)
活動指標 (事務事業の活動量や実績)	年間相談件数(実数)(件)	225	249	250	250
成果指標 (目的の達成度を測るものさし)	相談割合 (相談数/母子世帯数)	46.88%	51.88%		
効率指標 (主要活動単位当たりコスト)	1相談当たりコスト(円) (総事業費÷年間相談件数)	12,538	11,663	11,296	11,388

3 評価(チェック)と改善(アクション)

事務事業を取り巻く社会環境の変化や今後の予測・他市町村の動向等	近年離婚が増加する中で、母子家庭等ひとり親の下で監護、養育される子どもたちが増加している。特に母子家庭については、母親の就労等による収入をもって自立できることが重要な課題となってきた。管内市町村においても1名から複数の母子自立支援員の配置している。
---------------------------------	--

【妥当性の評価と改善の方法等】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
行政関与の妥当性 【市が実施すべき事務事業ですか。市民・企業等での実施可能性はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	法律(母子及び寡婦福祉法)の規定により民間(市民・企業)等には該当しない事業であり、福祉事務所業務として規定。	
目的の妥当性 【社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、設定した対象や意図は妥当ですか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	離婚家庭や未婚出産等増加しているひとり親家庭、複雑化する家庭問題の福祉の総合援助相談に対応。	
手段の妥当性 【現在の手段は適切ですか。もっと効率的で有効な手法はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	DV相談や自立支援に向けた相談等年々増加・複雑化する相談に相談員1名体制では対応が難しい。	地域では民生委員児童委員との連携、女性相談援助センタ等関係機関との連絡調整、就業支援ではハローワーク等関係機関とのネットワークを構築し、様々な相談にきめ細かく対応していく。
受益者負担の妥当性 【受益者負担の適正化の余地はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入) 該当しない	相談指導業務のため受益者負担になじまない。	

【有効性と効率性の評価と改善の方法】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
有効性の評価 【意図した成果は上がっていますか】	十分成果が上がっている 概ね成果が上がっている あまり成果が上がっていない 成果が上がっていない	母子家庭等寡婦は子育てを始め生活面から就業面まで様々な悩みを抱えていることから精神的支援を含めた自立に向けたトータルの支援が必要とされ、情報提供や様々な相談に対応する総合的な相談窓口として効果的。	家庭児童を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、また支援員の専門的知識の向上のため、積極的に研修・講習会への参加に努める。
効率性の評価 【手法は効率的ですか。コスト削減の方法はありませんか】	十分効率的 概ね効率的 やや非効率 かなり非効率	相談業務のため、そのコストは全て非常勤職員のコストである。	子どもの窓口の一本化を含め、青少年課の相談窓口との見直し検討を行い、相談体制強化を図る。

【事務事業担当部局内優先度】

部局で所管するすべての事務事業の中で、この事務事業の位置づけはどの程度ですか

A B C

4 総合判定と今後の方向性

【1次評価】	判定	今後の方向性や改善方法など
事務事業担当部局の総合判定 【上記3の評価と改善を踏まえ、今後の方向性についての総合判定と改善方法を記入】	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	児童虐待防止法、児童福祉法、DV保護法の改正により、市町村の児童相談や問題対応への果たす役割が大きくなり、体制整備が必要なことから、子どもの窓口の一本化を含めた相談窓口の見直し検討を行い、市民からより分かりやすい相談体制強化を図る。
【2次評価】	判定	今後の方向性等
行財政構造改革推進本部の総合判定	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	市民にとって分かりやすく、相談しやすいと思われる子どもの相談窓口の一本化について、青少年課等関連部署と今後検討していくこと。